

議員提出議案第8号

学校事務職員・学校栄養職員の義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数

改善計画の早期完結、並びに教育予算の充実に関する意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣に意見書を提出する。

平成10年9月28日

提出者 三朝町議会議員 御 船 征 夫

賛成者 三朝町議会議員 山 田 道 治

賛成者 三朝町議会議員 倉 本 良 人

賛成者 三朝町議会議員 岩 本 君 美

賛成者 三朝町議会議員 平 井 晃

賛成者 三朝町議会議員 知久馬 二三子

平成10年9月28日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

学校事務職員・学校栄養職員の義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員定数

改善計画の早期完結、並びに教育予算の充実に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなすものである。

しかるに、政府は、1985年より義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、義務教育諸学校の教材費、旅費を国庫負担制度の対象から除外したほか、1991年以降、共済費追加費用の国庫負担率の引き下げを行い、1994年からは一般財源化することとした。特に昨年度、財政構造改革会議は、文教予算についても聖域なく見直すとして、学校事務職員・学校栄養職員の給与を国庫負担の対象から除外することを強く検討した。また、第6次（高校第5次）定数改善計画を2年延長した。今年度、財政構造改革法は一部改正されたものの、文教予算についても歳出上限が枠が設けられ、厳しい抑制措置がとられている。

このような国の財政事情による地方への負担転嫁は、地方財政に多大な影響を与えるば

かりでなく、義務教育の円滑な推進に支障をきたすものである。

よって、政府に対し、義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成10年9月28日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会